

検査の 要請の 内容等

- ✓ 要請（令和5年6月12日）された事項は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された次の振興策に関する予算の執行状況、実施状況等
 - ① 地域観光事業支援における需要創出支援（**県民割支援**） ② 全国を対象とした観光需要喚起策（**全国旅行支援**）
- ✓ **県民割支援**（実施期間3年4月～4年10月）及び**全国旅行支援**（同4年10月～5年12月）は、観光庁から補助金の交付を受けた**都道府県**が、**補助事業**として、当該都道府県への旅行に係る旅行商品代金又は宿泊代金の割引及び地域限定クーポン券等(クーポン)の付与を行うもの。Go To トラベル事業に代わる旅行振興策として実施

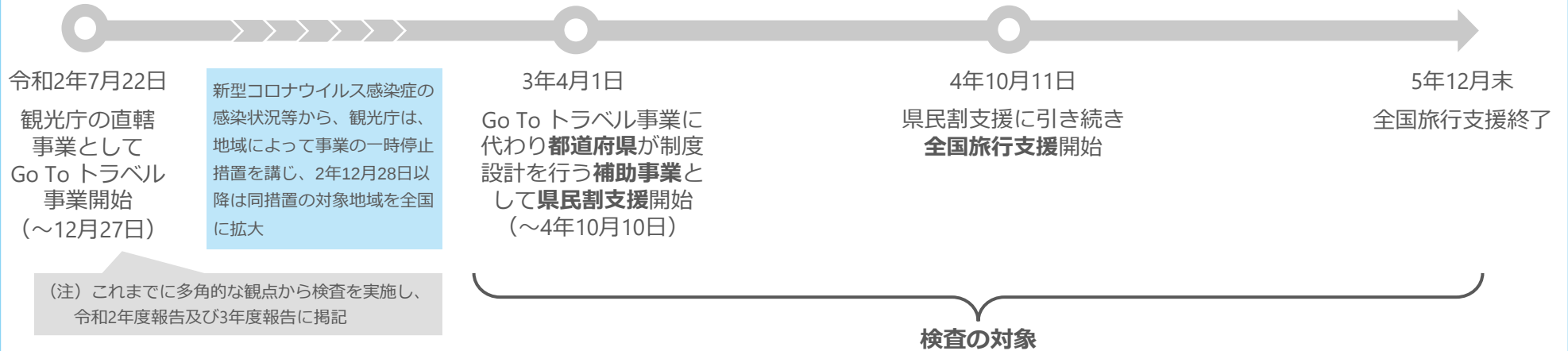
検査の 結果

1. 県民割支援及び全国旅行支援は、**1兆1193億円**を**財源**として計**9907億円**（県民割支援3016億円、全国旅行支援6890億円）が**支出**され、差額の**1285億円**が**不用額**
2. 観光庁は、予算の配分額として都道府県に通知した交付限度額の算定方法や算定要素に係る**資料を保存していない**としており、本院において、交付限度額の**妥当性を事後的に検証できず**
3. 44都道府県のうち40都道府県で、**団体旅行枠**（注）に対する執行額が同枠を下回り、計724億円の**残額**が発生。これは、観光庁が、**貸切バスの他に鉄道、航空機等を利用した旅行も含めた統計値を基に同枠を設定**していたことが要因の一つの理由。また、団体旅行枠から一般枠への振替について、**例外的な取扱い**として認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して**伝えておらず**、これにより一部の県における**予算の執行方針に影響**を及ぼす結果となっていたと見られる
- （注）全国旅行支援において設定された、貸切バスを利用する団体旅行の費用に限り利用可能な予算の枠
4. 観光庁が全国旅行支援の実施途中に電子クーポンによることを原則化したことに伴い、**既存の紙クーポンが旅行者に配布されずに余剰**。観光庁は、印刷等の現状を把握しておらず、想定される**影響を考慮しないまま方針変更**
5. 一部の県で、旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を**保存しておらず**、根拠資料に基づいて**事後的に事業の適正性を十分に検証することができない状況** 等

所見

- 観光庁は、今後同様の補助事業を実施するなどの場合には、次の点に留意等して事業を適切に実施する必要あり
- ✓ 予算執行に関連する重要な資料を**適切に保存**し、交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき**十分に説明**できるようにすること（検査の結果2）
 - ✓ 特定の用途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による**合理的な基準**により**予算枠を定めるとともに**、事業の実施主体に対して事務連絡等を発出する際には、その**取扱いを周知徹底**すること（検査の結果3）
 - ✓ 事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における**事業の現状を把握**するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの**弾力的な運用**ができるよう**十分検討**を行うこと（検査の結果4）
 - ✓ 保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者に対して事務連絡等で明示して周知することなどにより、**事後的に事業の適正性を十分に検証**することができるようになること（検査の結果5）

検査の背景 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の概要（報告書P1～15）



県民割支援及び全国旅行支援の概要

- 都道府県は、国の補助事業として当該都道府県への旅行に係る旅行商品代金又は宿泊代金の割引及び地域限定クーポン券等（クーポン）の付与を行う
- 都道府県は、事務局（事業を統括的に運営する組織）に委託するなどして旅行商品代金又は宿泊代金の割引の審査・支払、クーポンの発行、旅行事業者・宿泊事業者へのクーポンの配布、クーポンの取扱店舗へのクーポンの使用額の審査・支払等を実施
- 補助対象経費は、直接経費（旅行商品代金又は宿泊代金の割引額、クーポンの付与額）、事務経費

検査の結果 1 県民割支援及び全国旅行支援の予算の状況等（報告書P16～19）

47都道府県に係る県民割支援及び全国旅行支援は、計**1兆1193億円**を財源（内訳は下表）として計**9907億円**が支出され、差額**1285億円**が不用額

県民割支援の財源	Go To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上された金額から流用等された計8507億円
全国旅行支援の財源	県民割支援の財源の残額5481億円と、Go To トラベル事業の予算として令和3年度補正予算に計上された金額から流用された2685億円

予算	令和2年度第3次補正予算 8507億8593万余円		令和3年度補正予算 2685億1672万余円
	計 1兆1193億0265万余円		
決算	支出済歳出額 (県民割支援) 3016億7574万余円	支出済歳出額 (全国旅行支援) 6890億7740万余円	不用額 1285億4949万余円
	計 9907億5315万余円		

検査の結果2 都道府県に通知した交付限度額の算定状況（報告書P19～22）

都道府県に通知した交付限度額 観光庁は、予算の配分額として、都道府県ごとに定める交付限度額を都道府県に通知

＜観光庁が都道府県に通知した交付限度額（最終）＞ 県民割支援 8941億円（注） 全国旅行支援 2685億円

（注）①令和3年3月流用分（需要創出支援と同じ地域観光事業支援に属する感染防止対策等への支援に係る交付限度額を含む）、②3年12月流用分の計

＜観光庁が行ったとしている都道府県ごとの交付限度額の算定方法＞

県民割支援	各都道府県の所定の期間における日本人延べ宿泊者数に、Go To トラベル事業等における当該都道府県への旅行者数に占める同一県内の旅行者数の割合を乗じたものの全体に占める割合を基に、 所要の補正 を行い、その補正後の割合により案分 など
全国旅行支援	大手旅行事業者における各都道府県を目的地とする 旅行商品の販売額 の全体に占める割合を基に、 所要の補正 を行い、その補正後の割合により案分

しかし



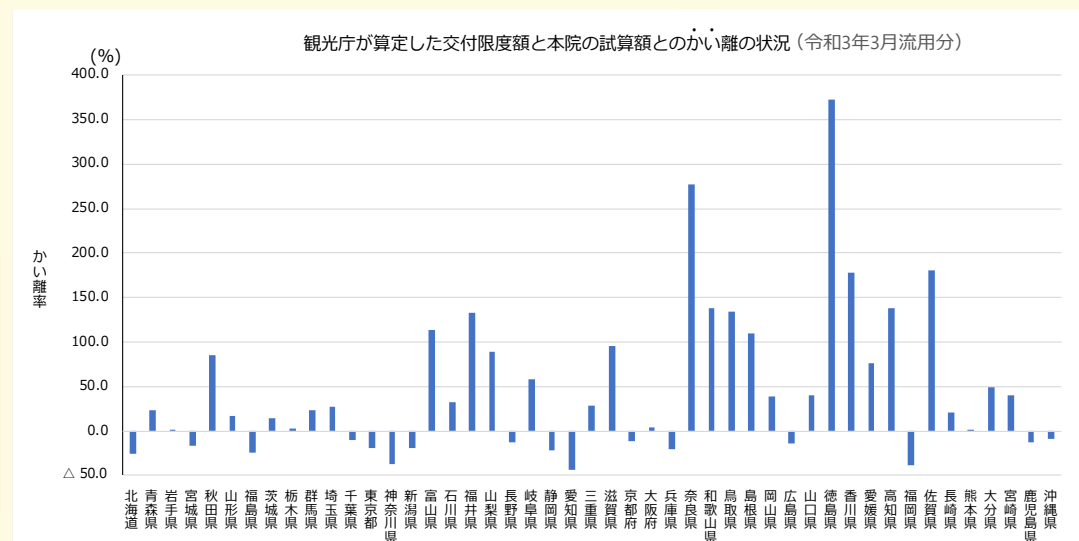
観光庁は、交付限度額の算定方法や過去の旅行者数、所要の補正等といった算定要素に係る資料を保存していないと説明
⇒本院において、予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証できず

そこで



本院において、県民割支援における交付限度額について試算（注）したところ、観光庁が算定した交付限度額と本院の試算額との間に相当程度のかい離
〔①3年3月流用分：Δ43.2%～372.5%（右図参照）
②3年12月流用分：Δ11.9%～37.4%〕

（注）算定要素の一部を公表されている数値に置き換えた上で、所要の補正を考慮しないこととして行った試算



（注）かい離率は、本院の試算額を基準としたもの

所見

今後同様の補助事業を実施するなどの場合、予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としている旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の**予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し**、予算執行における**交付限度額の妥当性**についての的確な資料に基づき**十分に説明**することができるようにすること

検査の結果3 都道府県における予算の執行状況（報告書P25～27）

都道府県別の詳細な執行状況は、報告書P70、71参照

<44都道府県（注1）における予算の執行額、残額等の状況>

交付決定額計1兆0550億円に対する執行額は計9279億円（県民割支援計2741億円、全国旅行支援計6538億円）、残額は計1270億円

（注1）令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けるなどした新潟、富山、石川各県を除く

<団体旅行枠の設定方法及びその執行状況>

団体旅行枠 観光庁は、全国旅行支援において、貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために、交付限度額の2割に相当する額を、**貸切バスを利用する団体旅行の費用に限って利用可能な予算の枠（団体旅行枠）**として設定

44都道府県における団体旅行枠（計1772億円）と、これに対する執行額（計1066億円）とを比較して執行状況をみたところ…



40都道府県で、執行額が**団体旅行枠**を下回っていた（計724億円の**残額**）



➤観光庁は、同庁公表の一般統計調査（注2）における国内旅行全体に占める「パック・団体旅行の延べ泊数」の割合等を基に2割と設定

（注2）令和元年の旅行・観光消費動向調査



一般統計調査におけるパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスの他に**鉄道、航空機等を利用した旅行も含まれているのに、このような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つである**と思料

➤同庁のQ&Aでは、交付限度額の2割に相当する額として設定した団体旅行枠から一般枠（注3）への振替を認めず （注3）全ての旅行に利用可能な予算の枠

しかし



・同庁は、**例外的な取扱い**として一般枠への**振替を行うことを認めていた**としており、実際に13都道府県が一般枠への**振替を実施**。
一方、**Q&Aにおいて振替は認められない**と示されていたことから、4県において**振替をそもそも検討せず**
・一般枠への振替が**例外的な取扱い**として認められ得ることを個別の相談事項としていて、**全ての都道府県に対して伝えておらず**
⇒ 一部の県における**予算の執行方針に影響**を及ぼす結果となっていたと思料

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、団体旅行枠のように**特定の用途に限定するような予算枠**を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による**合理的な基準**により予算枠を**定める**とともに、事業の実施主体に対して事業の実施に係る**事務連絡等**を発出する際には、その**取扱いを周知徹底**すること

（販売可能枠（事業者が販売できる旅行商品代金等の割引額の上限額）の配分状況に関する検査の結果については報告書P22～25参照）

検査の結果 4 クーポンに係る事業の実施状況（報告書P38～41）

電子クーポンの使用

全国旅行支援では、デジタル社会の推進に向けた政府全体の方針を踏まえて、5年1月以降は**電子クーポンの使用**が原則化。

ただし、観光庁から都道府県にこの方針が初めて示されたのは、全国旅行支援が開始された4年10月11日から間もない同月27日付けの事務連絡

21道県（注）において、「原則化される前に印刷を行っていた紙クーポンの枚数」と「旅行者に配布した枚数」を比較したところ・・・

（注）紙クーポンを採用した38道府県のうち、電子クーポンが原則化される前に印刷を行っていた紙クーポンの枚数、旅行者への配布枚数を確認できた道県

- ・印刷した紙クーポンを旅行者に配布した比率は**平均66%**で、紙クーポンが計3269万枚以上**余剰**。使用見込みがないため廃棄等されている状況
- ・観光庁は、印刷等の現状を把握しておらず、想定される**影響を考慮しないまま事業の実施途中で電子クーポンへの方針変更**

<北海道の事例>（報告書P40）

印刷した紙クーポンは1340万枚、このうち旅行者に配布した枚数は810万枚（配布率60.5%）
⇒529万枚（補助対象経費相当額2329万円）が配布されず余剰。余剰分は破砕処理

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、電子クーポンの原則化のように事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における**事業の現状を把握**するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの**弾力的な運用**ができるよう**十分検討**を行うこと

検査の結果 5 根拠資料の保存状況（報告書P41～44）

審査の根拠書類

観光庁は、県民割支援が終了し、全国旅行支援が開始された後の5年8月に、割引額やクーポンの付与額、旅行者数等の情報が補助要件を満たしているかを事後的に確認できるよう、**根拠書類の保存**が必要と都道府県に対して通知

県民割支援及び全国旅行支援の旅行等審査等に係る根拠資料（根拠書類や紙媒体を電子化したものなどを含む）の保存状況をみたところ・・・

一部の県（右表参照）で、①旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料、②使用済紙クーポン等の根拠資料、③電子クーポンの電子記録を**保存しておらず**、根拠資料に基づいて**事後的に事業の適正性を十分に検証することができない状況**

	①	②	③
県民割支援	7県	8県	—
全国旅行支援	7県	6県	2県

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にも事務連絡等で明示して周知することなどにより、**事後的に事業の適正性を十分に検証**することができるようにすること

（事業者等による不正請求の状況に関する検査の結果については報告書P44、45参照）

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年1月29日の報告書を参照